

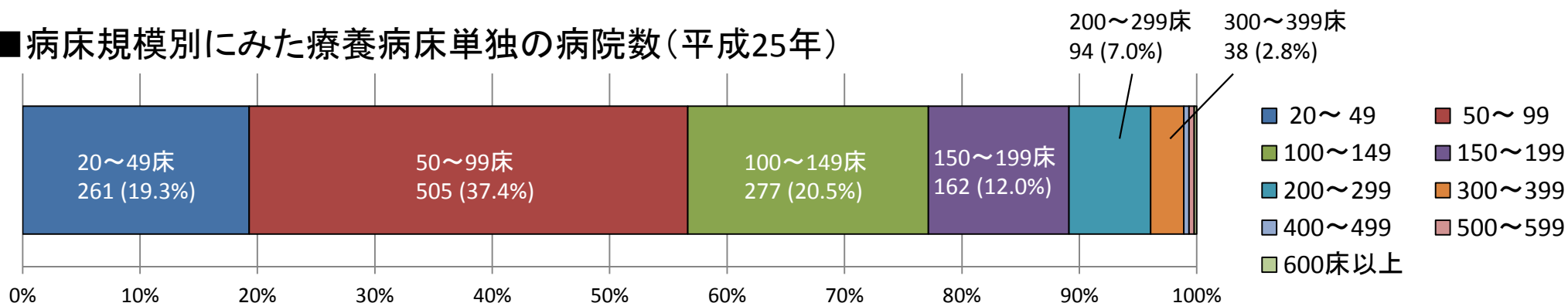
療養病床を有する病院に関するデータ

療養病床を有する病院の状況

■療養病床を有する病院数、病床数

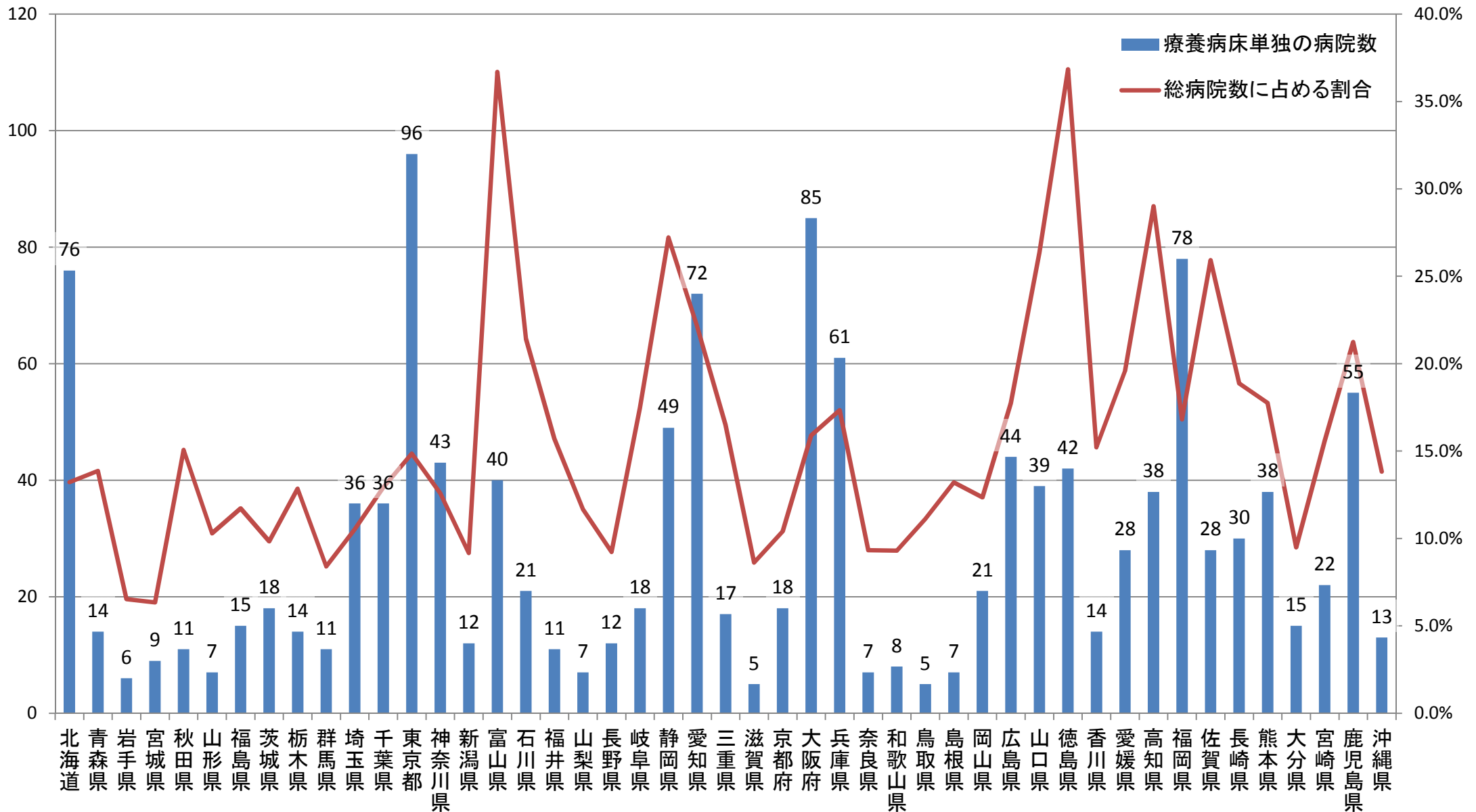
	病院数			(参考) 病床数		
	総数	うち療養病床を有する病院 (総数に占める割合)		総病床	うち療養病床を有する病院の療養病床 (総数に占める割合)	
		施設	うち療養病床単独の病院 (総数に占める割合)		床	うち療養病床単独の病院の療養病床 (総数に占める割合)
平成19年	施設 8,862	施設 4,135 (46.7%)	施設 1,431 (16.1%)	床 1,620,173	床 343,400 (21.2%)	床 154,781 (9.6%)
平成22年	8,670	3,964 (45.7%)	1,366 (15.8%)	1,593,354	332,986 (20.9%)	149,237 (9.4%)
平成25年	8,540	3,873 (45.4%)	1,352 (15.8%)	1,573,772	328,195 (20.9%)	144,809 (9.2%)

■病床規模別にみた療養病床単独の病院数(平成25年)



病床規模	20～49	50～99	100～149	150～199	200～299	300～399	400～499	500～599	600床以上	総数
療養病床単独病院数	261	505	277	162	94	38	6	6	3	1,352
構成比	19.3%	37.4%	20.5%	12.0%	7.0%	2.8%	0.4%	0.4%	0.2%	100.0%
構成比(累積)	19.3%	56.7%	77.1%	89.1%	96.1%	98.9%	99.3%	99.8%	100.0%	-

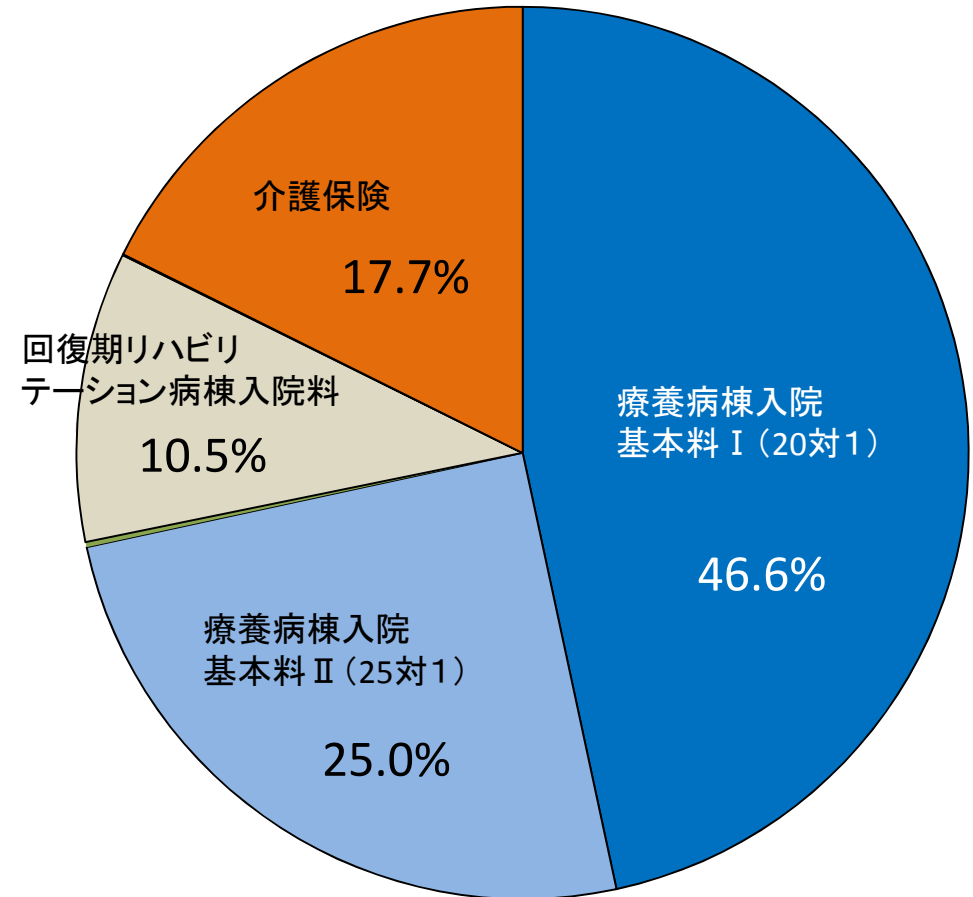
療養病床単独病院の状況（都道府県別）



出典：平成25年医療施設調査（厚生労働省）

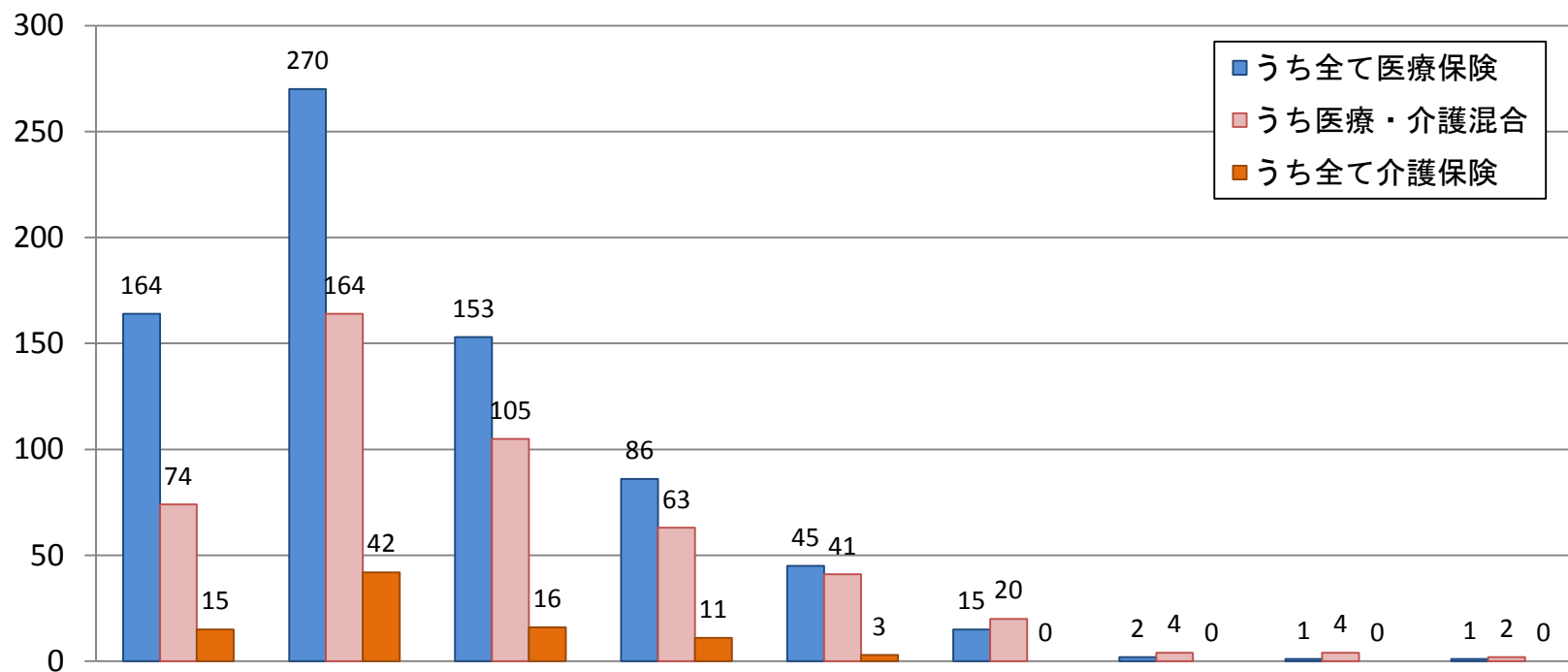
療養病床単独病院における医療保険・介護保険適用の状況

入院料	病床数	構成比
医療保険適用	114,864	82.3%
療養病棟入院基本料計	100,139	71.8%
療養病棟入院基本料Ⅰ（20対1）	65,035	46.6%
療養病棟入院基本料Ⅱ（25対1）	34,844	25.0%
特別入院基本料	260	0.2%
回復期リハビリテーション病棟入院料	14,681	10.5%
地域包括ケア病棟入院料	44	0.0%
介護保険適用	24,624	17.7%
計	139,488	100.0%



厚生労働省医政局調べ（平成26年度病床機能報告データ等より作成）

療養病床単独病院における医療保険・介護保険適用の状況 (病床規模別)

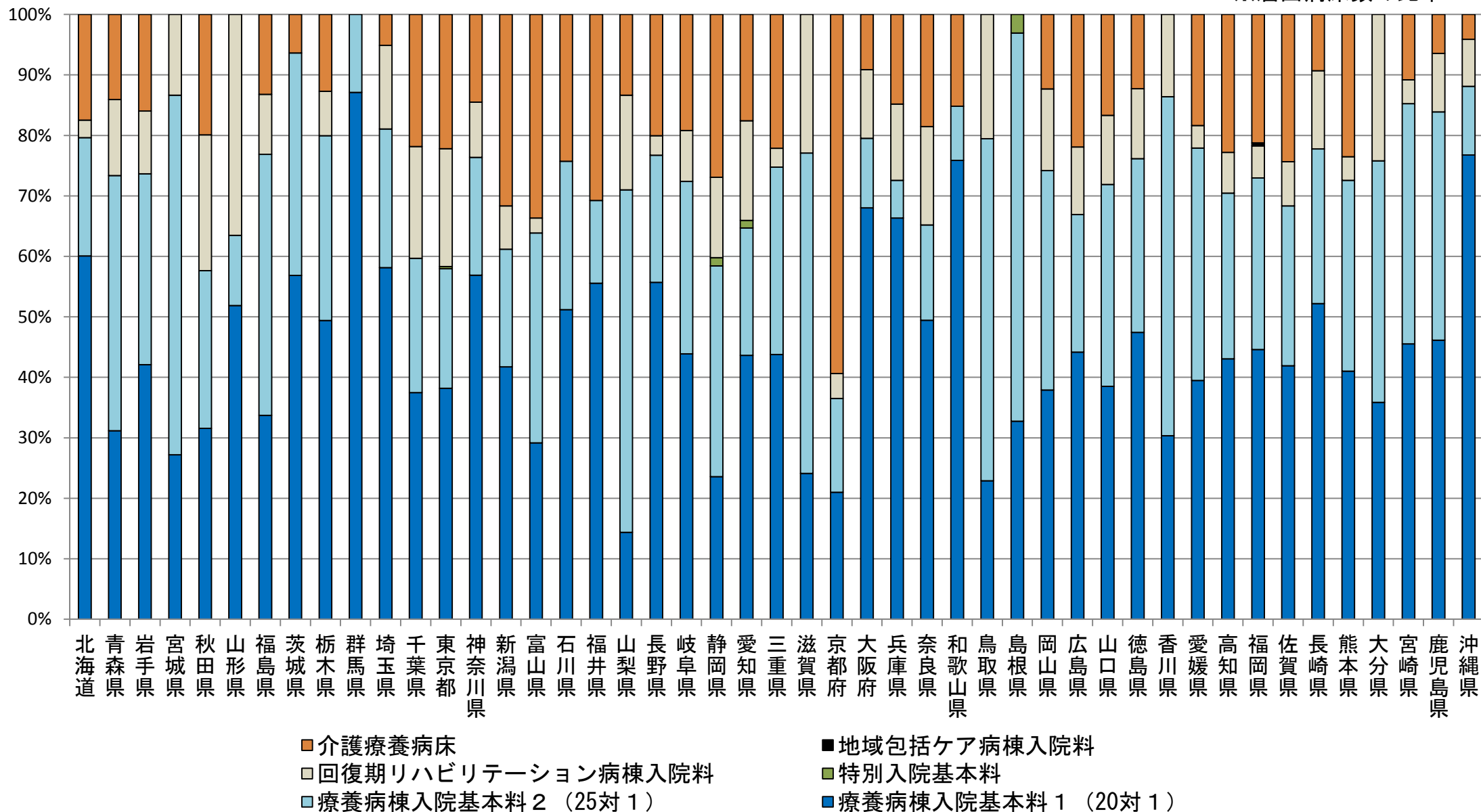


病床規模	20～49	50～99	100～149	150～199	200～299	300～399	400～499	500～599	600床以上	計
療養病床 単独病院数	253	476	274	160	89	35	6	5	3	1,301 (100.0%)
全て医療保険	164	270	153	86	45	15	2	1	1	737 (56.3%)
医療・介護混合	74	164	105	63	41	20	4	4	2	477 (36.7%)
全て介護保険	15	42	16	11	3	0	0	0	0	87 (7.0%)

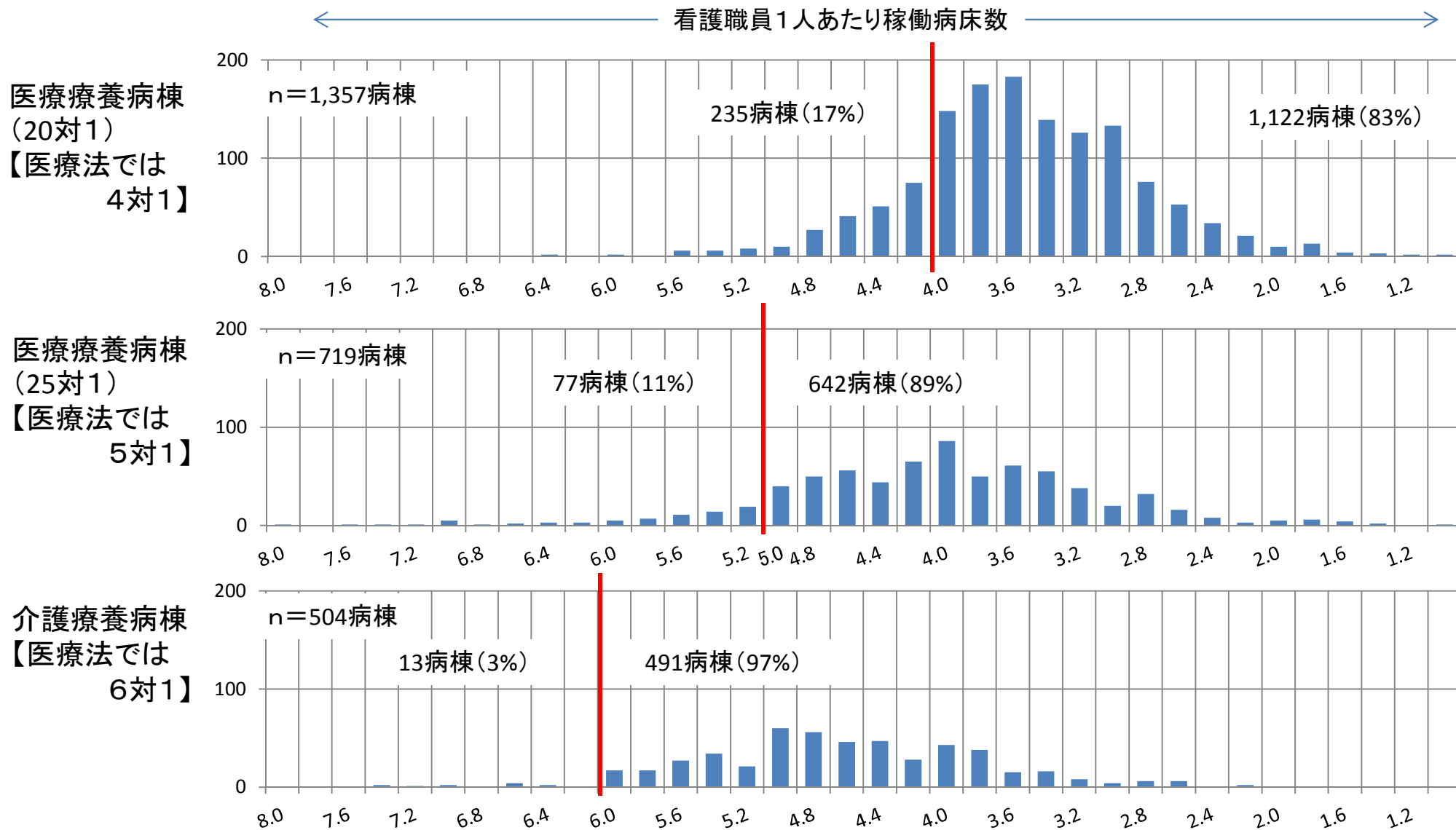
厚生労働省医政局調べ(平成26年度病床機能報告データ等より作成)

療養病床単独病院における医療保険・介護保険適用の状況 (都道府県別)

※届出病床数の比率



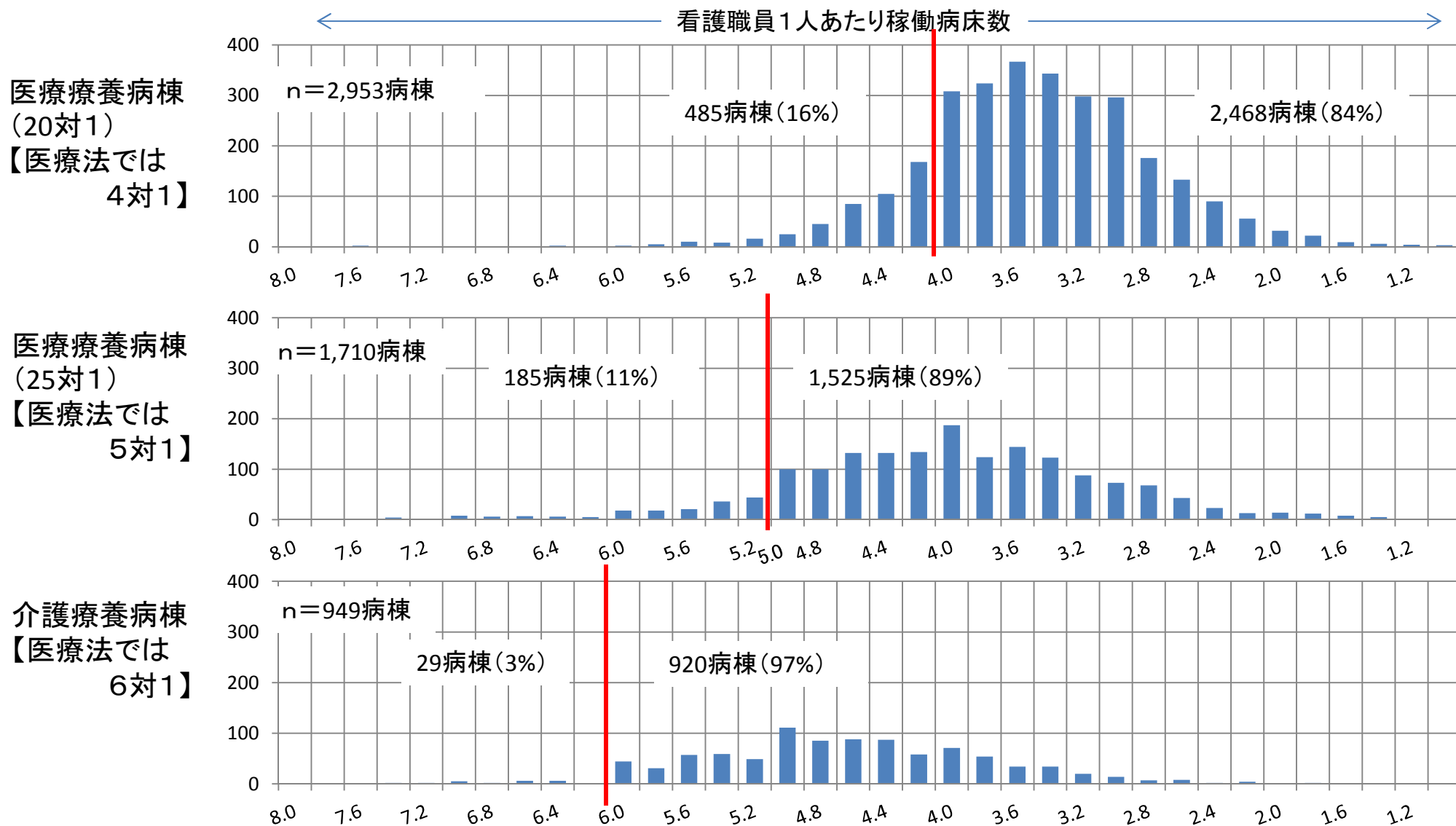
看護職員 1 人あたり稼働病床数別の病棟の分布 (療養病床単独病院)



厚生労働省医政局調べ(平成26年度病床機能報告データ等より作成)

(注) 医療法上の職員数の標準は施設単位(病床種別ごとの必要数の和)で算出することとされているが、上記データは病棟単位で算出しており、病棟間で職員数の傾斜配置を行っている場合には、標準を下回る値が生じ得る。(診療報酬上の職員数の基準は病棟単位で算出するが、同一種別の病棟間での職員の傾斜配置が可能) また、職員数の標準は入院患者数に基づき算出することとされているが、上記データは稼働病床に基づき算出しており、稼働病床数より患者数が少ない場合には、標準を下回る値が生じ得る。

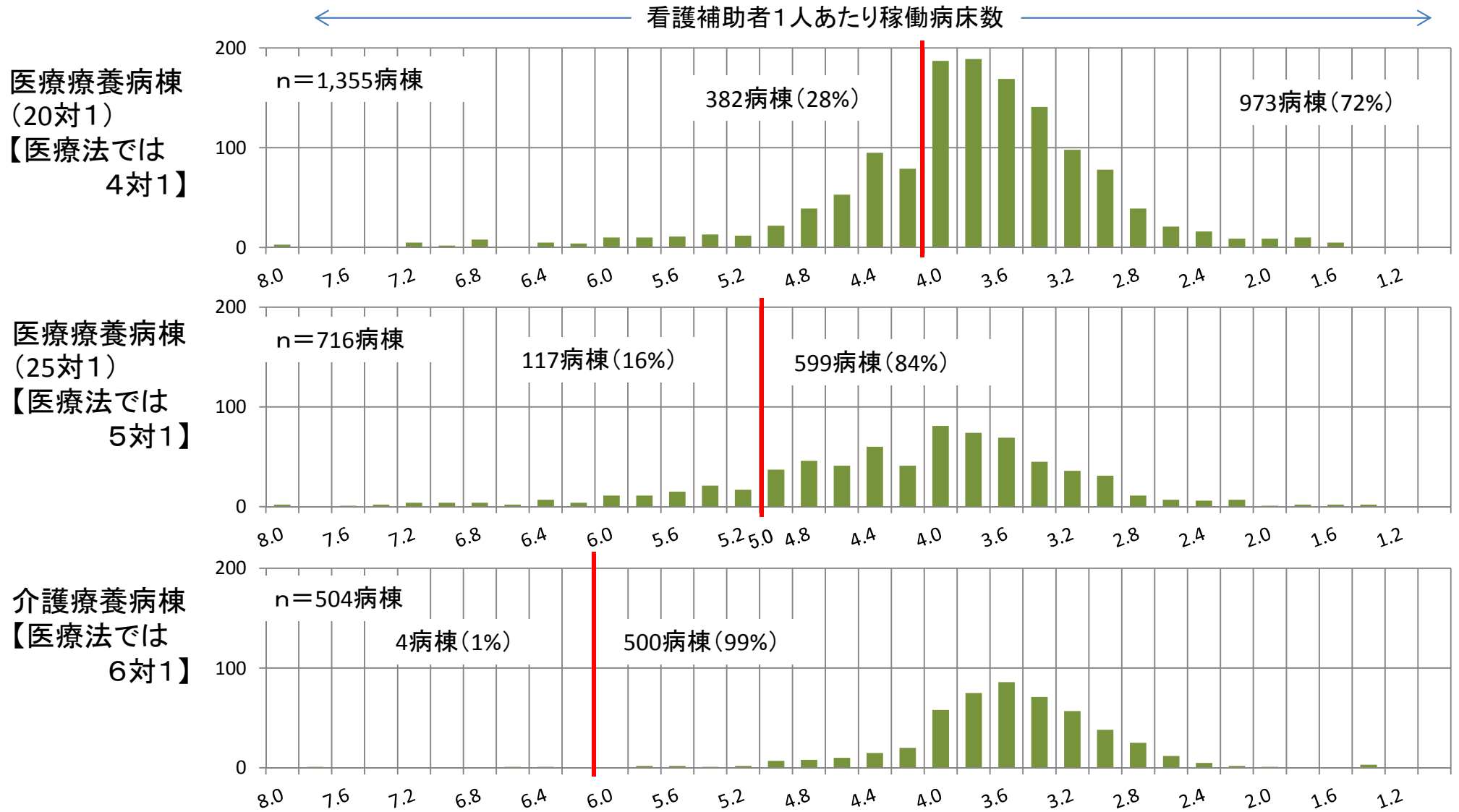
【参考】看護職員1人あたり稼働病床数別の病棟の分布 (療養病床を有する病院)



厚生労働省医政局調べ(平成26年度病床機能報告データ等より作成)

(注) 医療法上の職員数の標準は施設単位(病床種別ごとの必要数の和)で算出することとされているが、上記データは病棟単位で算出しており、病棟間で職員数の傾斜配置を行っている場合には、標準を下回る値が生じ得る。(診療報酬上の職員数の基準は病棟単位で算出するが、同一種別の病棟間での職員の傾斜配置が可能) また、職員数の標準は入院患者数に基づき算出することとされているが、上記データは稼働病床に基づき算出しており、稼働病床数より患者数が少ない場合には、標準を下回る値が生じ得る。

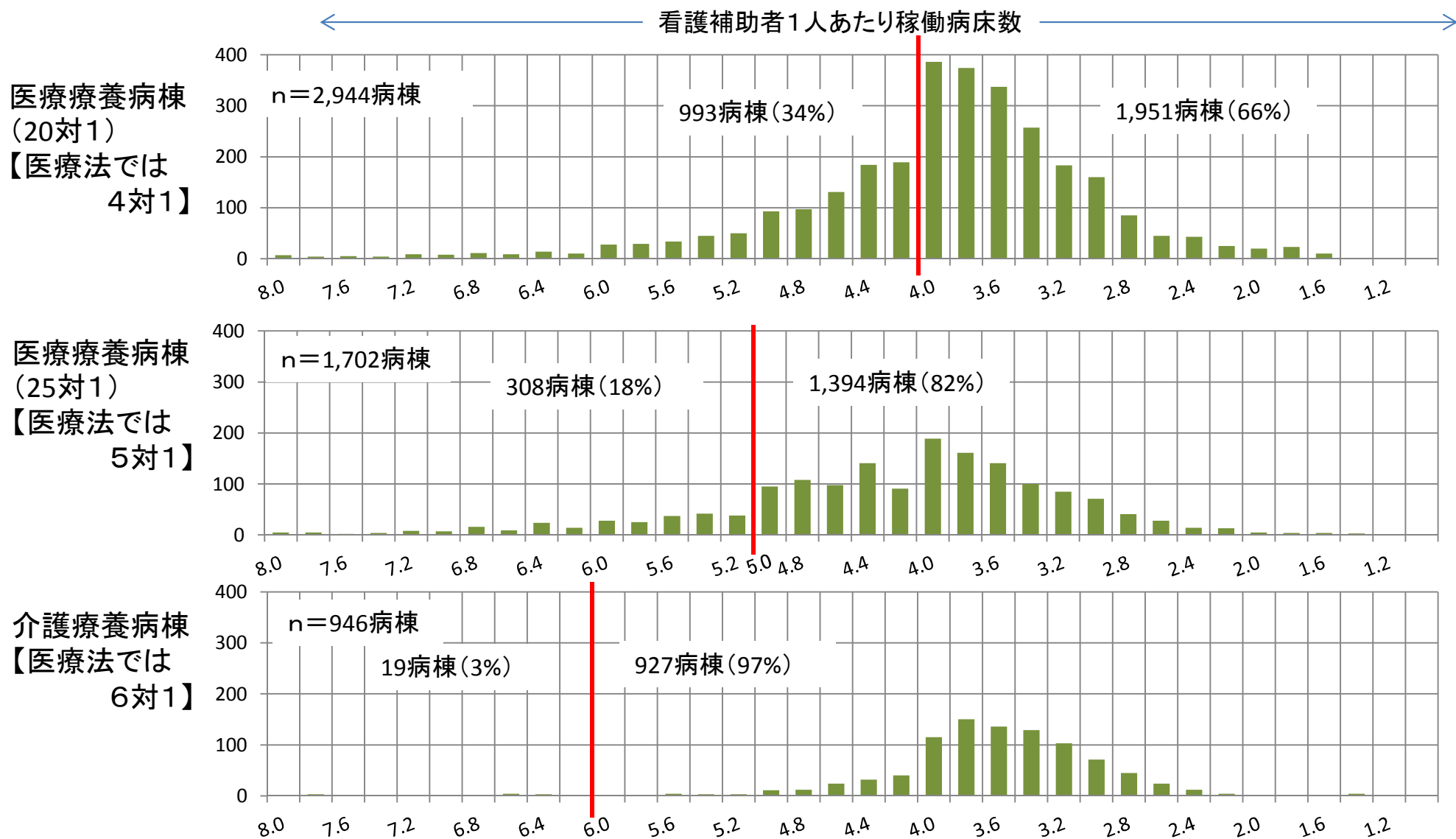
看護補助者 1 人あたり稼働病床数別の病棟の分布 (療養病床単独病院)



厚生労働省医政局調べ(平成26年度病床機能報告データ等より作成)

(注) 医療法上の職員数の標準は施設単位(病床種別ごとの必要数の和)で算出することとされているが、上記データは病棟単位で算出しており、病棟間で職員数の傾斜配置を行っている場合には、標準を下回る値が生じ得る。(診療報酬上の職員数の基準は病棟単位で算出するが、同一種別の病棟間での職員の傾斜配置が可能) また、職員数の標準は入院患者数に基づき算出することとされているが、上記データは稼働病床に基づき算出しており、稼働病床数より患者数が少ない場合には、標準を下回る値が生じ得る。

【参考】看護補助者1人あたり稼働病床数別の病棟の分布 (療養病床を有する病院)



厚生労働省医政局調べ(平成26年度病床機能報告データ等より作成)

(注)医療法上の職員数の標準は施設単位(病床種別ごとの必要数の和)で算出することとされているが、上記データは病棟単位で算出しており、病棟間で職員数の傾斜配置を行っている場合には、標準を下回る値が生じ得る。(診療報酬上の職員数の基準は病棟単位で算出するが、同一種別の病棟間での職員の傾斜配置が可能) また、職員数の標準は入院患者数に基づき算出することとされているが、上記データは稼働病床に基づき算出しており、稼働病床数より患者数が少ない場合には、標準を下回る値が生じ得る。

施設単位でみた場合の看護配置の一例

例1： A病院（療養病床単独、2病棟構成）

病棟	入院料	病床数 (稼働病床)	職員1人あたり稼働病床数		医療区分別にみた患者割合 (推計値)		
			看護職員	看護補助者	区分1	区分2	区分3
第1病棟	療養病棟入院基本料Ⅰ (20対1)	60	3.7	4.7	14.4%	35.0%	50.6%
第2病棟		31	4.7	3.9			

例2： B病院（療養病床単独、3病棟構成）

病棟	入院料	病床数 (稼働病床)	職員1人あたり稼働病床数		医療区分別にみた患者割合 (推計値)		
			看護職員	看護補助者	区分1	区分2	区分3
第1病棟	療養病棟入院基本料Ⅱ (25対1)	46	4.0	4.6	33.8%	30.3%	36.0%
第2病棟		60	4.2	3.9			
第3病棟		60	5.3	4.4			

例3： C病院（療養病床単独、6病棟構成）

病棟	入院料	病床数 (稼働病床)	職員1人あたり稼働病床数		医療区分別にみた患者割合 (推計値)		
			看護職員	看護補助者	区分1	区分2	区分3
第1病棟	療養病棟入院基本料Ⅰ (20対1)	45	3.6	4.3	8.3%	27.0%	64.7%
第2病棟		45	4.0	4.5			
第3病棟		57	5.7	3.8			
第4病棟	療養病棟入院基本料Ⅱ (25対1)	44	4.6	3.7	80.9%	9.5%	9.7%
第5病棟	介護保険適用	60	5.1	3.9	—	—	—
第6病棟		60	6.4	4.0	—	—	—